

「貝塚市いきいきボランティア事業」

高齢者による支え合い活動の拡大及び地域のつながりの強化を図り、高齢者の生きがいづくりや介護予防につなげることを目的に、60 歳以上の高齢者が主体となり、高齢者の日常生活における困りごとを支援する活動を支援するため、補助金を交付します。

① ボランティア活動補助事業

近隣の方のちょっとした困りごとのお手伝い

(ボランティア活動例: 電球交換、草抜き、ゴミだし、話し相手、見守り活動など)

② 移送支援補助事業

市内の身近なスーパーマーケット、病院等への移動を支援するボランティア送迎

(町会・自治会・ボランティア活動団体(最低人数3人以上)などの高齢者の方々が実施するものに対して、補助金の交付にて支援します。)

※介護保険の介護予防事業の一環として実施しますので、ボランティア活動、移送支援事業の参加対象のかたは 60 歳以上となります。

◆補助金額(必要経費に基づいた金額に応じて上限額の範囲内でお支払いします)

※対象経費は別紙参照

(1) ボランティア活動補助事業

ボランティア活動日が 50 回以下/年間の場合 20,000 円(上限額)

ボランティア活動日が 51 回~100 回/年間の場合 40,000 円(上限額)

ボランティア活動日が 101 回以上 60,000 円(上限額)

(※概ね月 2 回以上の活動が必要です。)

(2) 移送支援補助事業

262,000 円(上限額)

◆他の公的な補助・助成を受けて実施しているものは対象外となります。

◆高齢介護課で相談・手続きができます。



「今うちの町ではこんなことやってるけど、対象になる？」

「何かやってみたいと思ってるけど、何からできるかわからへん。どうやったらええやろ？」

というご相談からお受けします。



問合せ先

貝塚市 健康福祉部 高齢介護課

TEL 433-7010

FAX 433-7404

貝塚市高齢者地域生活支援事業補助金交付要綱

(別表)

補助対象経費	内容
人件費	ボランティア・移送事業のコーディネーター人件費 (ボランティア活動を行う人の人件費は対象外) (目安として、1件のコーディネートにつき200円)
消耗品費	事務用品、紙代、ごみ袋、軍手、タオル、運動用具等
食糧費	水分補給の飲料品のみ(食料品、アルコールを除く)
印刷製本費	資料、パンフレット、チラシ等の印刷代
保険料	活動等に係る保険料(ボランティア保険、移送に使用する自動車保険など)
ガソリン代	移送支援の実施に使用した分のガソリン代
通信費	チラシ等の郵便代等
使用料及び賃借料	会場・施設使用料、パソコン等の機器レンタル料等
備品購入費	事業の実施に必要な器具、機材等の購入費 (初年度のみ。上限5万円)
負担金等	活動に係る大会参加費、研修参加費

備考

- 1 補助対象経費の内容は、補助事業を実施するために必要最小限のものに限ること。
- 2 保険料については、補助事業を実施するために加入したものに限ること。
- 3 自動車保険の保険料については、移送支援に使用する車両に係る保険料のうち、当該移送支援を実施するためのみの保証に係る部分に限ること。この場合においては、補助対象経費を算定するため、保険会社が発行する見積書その他の補償に係る費用の内訳を確認できる書類を実績報告書に添付して、市長に提出しなければならない。